

# 学校いじめ防止基本方針



令和5年4月1日

松岡小学校

## 松岡小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日 策定

**前文**

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が総がかりで、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条に基づき、学校が、いじめの防止等に関する対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

**1 いじめの防止等の対策に関する基本理念**

いじめの防止等のための対策は、次のことを旨として行われなければならない。

- 一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、子どもが自分自身を大切にしたり、他者を思いやり互いに助け合ったりする「心の教育」を旨として行われること。
- いじめがすべての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響等、児童の理解を深めること。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。

**2 いじめの定義と判断**

- いじめとは、児童に対して当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれ、この場合は、早期に警察に相談・通報のうえ、連携した対応を取ることが必要である。

**3 いじめの防止等のための具体的取組み****(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育**

- すべての子どもを、いじめに向かわせることなく、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることが何より重要である。
- 道徳教育等を通じて心の醸成を図るため、互いを思いやり助け合う心や、目標に向かってやり抜くたくましい心、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導することが重要である。

### ①道徳教育の充実

- 特別な教科道徳をとおして、発達段階に応じた人との関わりに関する内容を通して、思いやりの心や認め合う心、感謝の心等の学習を充実する。
- 幼小の接続による道徳教育
  - ・町幼小連携研究会で幼小の接続を意識したカリキュラムを考え、幼児期の道徳性を育むとともに、円滑な小学校への接続につなげる仕組みを確立する。
- 保護者・地域参加型の道徳授業
  - ・親子や地域の大人などの世代を超えた道徳的価値観の交流を図り、家庭や地域社会と一体になった道徳授業を推進する。
- 子どもと地域を結ぶ絆づくり運動
  - ・身近な地域でのあいさつ運動等を通して互いのつながりを深めるなど、地域ぐるみで豊かな心を育む道徳的活動を実践する。

### ②人権教育の充実

- 学校における計画的・系統的な人権教育
  - ・スクールプランの中に人権教育を正しく位置づけ、各教科、道徳、特別活動等と関連付けながら適切に行われるよう、全体計画・推進計画・年間計画を活用した人権教育を行う。
  - ・人権教育担当者を位置付けて中心的な役割を担い、様々な人権問題や人権教育のあり方等についての教員の理解を深める。
- 人権教育の指導内容および指導方法の工夫・改善
  - ・人権教育の手引き等を活用して、人権教育および人権啓発の推進、指導内容および指導方法の工夫・改善に努めるとともに、体験活動や参加体験型の学習活動を通して、人権感覚の育成と実践力の向上を図る。

### ③体験活動の推進

- 学校における体験活動
  - ・児童の心の触れ合いを通して共に喜び感動する心を育成するため、集団宿泊体験（豊かな心を育てる体験活動事業等）や職場体験、ボランティア体験等、自然や地域社会の中で多様な体験活動を充実する。
- 地域における体験活動
  - ・世代間や異種団体等、人との関わりを直接体験できる多様な交流活動の充実を図る。
  - ・子ども会等社会教育団体と連携し、地域における体験活動の充実を図る。

### ④読書活動の推進

- 学校における読書活動
  - ・授業での図書室の活用や朝の読書活動、読書紹介等により、児童の読書週間の定着を図る。
- 家庭における読書活動
  - ・保護者による読み聞かせや家庭外での本を通じた親子の心の触れ合いなど読書活動を通じて親子が関わり合える環境づくりを推進する。
- 地域における読書活動
  - ・読書推進活動により読書に親しむ環境づくりを進め、子どもの読書活動や読書ボランティア（読み聞かせ会）活用等の充実を努める。

### ⑤清掃活動の充実

- 学校における清掃活動
  - ・感謝の気持ちで、主体的に行う清掃活動の定着を図る。

## (2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努める。

- 学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、目標に対する具体的な取組状況や達成

状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

- 教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

### (3) いじめの未然防止

- いじめは、「どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであること」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得ること」、加えて、「早期発見・早期対応の姿勢や加害者・被害者の特定や予見のための取組みには限界があること」を踏まえ、すべての児童を対象とした未然防止の観点が重要である。
- いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することに着目し、それらの改善を図りストレスに適切に対処できる力を育む観点が大切であり、加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるよう、居場所づくりや絆づくりの場となる学校づくりに取り組む必要がある。

#### ①教員の学び合いによる分かる授業づくりの推進（法第15条）

- 校種間の円滑な接続を意識した「福井型18年教育」による授業改善
  - ・保育士と幼稚園教諭が小学校の指導内容等を学ぶ研修会等を充実する。
  - ・小学校と中学校の相互の授業参観や合同研究会、指導案作り等、中学校区内の教員が互いに学び合う機会を充実する。
- 教員の学び合いによる授業力の向上
  - ・児童の活用力や読解力を育成するため、教師の指導力支援授業等を活用し学校全体の授業力向上に向けた研究体制を構築する。
  - ・教員の知恵と工夫を結集した教育情報等を活用して、授業改善に努める。
  - ・発達障害の児童への授業における支援等、個の理解を踏まえた「分かる授業」に努める。

#### ②いじめが起きない学校・学級風土づくりの推進（法第15条）

- 自己有用感や充実感を高める「心の居場所づくり」と「絆づくり」
  - ・授業規律や学級の秩序の確立等を通して、児童が安心して居られる場となる「心の居場所づくり」に努める。
  - ・縦割り班活動や異年齢交流等、児童が主体となって互いに認め合い、励まし合う「絆づくり」の場づくりに努める。
  - ・新しい環境への円滑な接続を図れるよう、学級編制への配慮、小小合同教育活動（みんなの学校・さわやか交流事業等）や体験入学、授業交流等の校種間の相互交流を推進する。
- 児童の主体的活動を通したいじめ防止等の取組み
  - ・学級活動や児童会活動などの場を活用して、いじめ撲滅運動や命の大切さと呼びかける活動など、児童自身が自ら考える主体的な活動を推進する。

#### ③いじめの防止等の対策に従事する人材の確保（法第18条第1項）

- 生徒指導等に取り組む人材、心理や福祉等の専門家の活用
  - ・特別な教育的支援を要する児童に対する学習支援を行ったりする特別支援教育支援員の活用等、児童一人ひとりに対してきめ細かく対応できる環境を整備し、いじめが起きにくい学校づくりに努める。
  - ・地域の大学との連携のもと、生徒指導の改善を行う体制を構築する。

#### ④いじめの防止等の対策に従事する人材の資質能力向上（法第18条第2項）

- 学級担任としての資質能力向上
  - ・「通うのが楽しい学級づくり」（学級運営指導書）の活用等により、係・活動班の構成や学年・学級での諸活動等における交友関係に関するきめ細かな指導を行う。
- いじめの未然防止のための教員等の資質能力向上
  - ・教職員等にいじめの未然防止の重要性を周知徹底し、中学校区での具体的な未然防止策を充実させたりするため、小中学校の生徒指導主事対象の研修会（いじめ・不登校サポート会議）に参加する。
  - ・児童理解や教員のカウンセリング能力等の向上のため、心理や福祉の専門家等を講師とした校内研修を推進する。
  - ・教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招

きうることを周知するとともに、体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

- きめ細やかな生徒指導を行うための複式解消・T T指導教育  
・児童の発達段階や実情に応じて、複式解消やT T指導講師を活用し、学習指導を見直す。

#### ⑤いじめ対策に関する調査・研究、検証等の実施

- いじめの認知件数や発生時期、学校に設置されている「いじめ対策委員会」の開催状況や組織対応状況等、いじめの問題に対する日常の取組みについて定期的に検証する。
- 欠席・遅刻等の状況を定期的に把握し、「気がかりな児童・生徒に関する状況報告書」「児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を町教育委員会に報告する。
- いじめの要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等に係る国立教育政策研究所等の調査研究結果をいじめの防止等の対策に活用する。

#### ⑥いじめ防止の重要性等に関する広報や啓発活動

- いじめ問題に関する正しい理解の周知徹底を図るため、いじめ・不登校対策研修会や生徒指導主事研修会（児童生徒問題行動地域対策会議、いじめ・不登校サポート会議）に参加し、研修を深める。

#### ⑦いじめの防止等の取組みの点検・充実

- 学校におけるいじめ問題への取組の点検を、定期的に行う。
- 教師向けの指導用資料「いじめ問題対応の手引き（福井県教育委員会）」を活用して、いじめに対する適切な措置を行う。
- 学校いじめ防止基本方針が実情に即してきちんと機能しているか、いじめの実態把握や取組状況は適切かなどについて定期的に検証する。

### (4) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、児童が発するサインを見逃さないよう、すべての大人が連携し日ごろから児童のささいな変化にも気付く力を高める必要がある。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするため、表面の行動に惑わることなく内面の感情を察し、違和感を敏感に感じ取る必要があるとともに、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- 日ごろから児童の声が教員に届くような体制を整えるとともに、相談したいという信頼関係を日常的に築いておくことが必要である。

#### ①学校での継続的なチェックシステムと定期的な調査（法第16条第1項）

- いじめの被害と加害および他の児童の状況について、児童自らが継続的にチェックするシステムを実施する。
- 児童を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査を定期的かつ計画的に実施し、必要に応じて、保護者対象の調査も実施する。

#### ②いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の活用

- スクールカウンセラー等の配置を県に要請し、児童が悩みや不安を気軽に相談できる体制を充実する。
- 県の「24時間電話相談」や教育研究所における電話や面談による教育相談を広く活用する。

#### ③学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築

- 子どもの状況に関する情報共有や共通理解に関して、学校と家庭、地域が組織的に協働できるよう、地域・学校協議会（福井型コミュニティ・スクール）を核として、育友会や子ども会、青少年育成団体等地域の関係団体との連携を促進し、日ごろから「顔の見える関係」を構築する。
- 学校は、放課後子どもクラブやスポーツ少年団等の指導者との連携を図りながら、放課後における児童の状況の把握に努める。

#### ④インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応（法第19条）

- 学校においては、インターネットの正しい活用についての呼びかけや意識づけを行い、児童や保護者が、危険性や注意点等について共に考える機会を設ける。
- 児童相互によるネット利用に関するルールづくりの指導や、家庭でのネット利用に関するルールづくりに関する育友会等への働きかけを行う。

#### ⑤特に配慮が必要な児童への支援、指導

- 以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲との児童に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ・発達障害を含む、障害のある児童
  - ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
  - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
  - ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

### （5）いじめの事案対処

- 管理職の強いリーダーシップの下、迅速な組織対応を図ろうとする教職員の意識や雰囲気醸成、体制整備が重要であり、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要である。
- いじめが認知された場合、学校が直ちに、いじめを受けたあるいは知らせてきた児童には、心のケアと併せて安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的対応を行うことが必要である。
- 必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得ることも忘れてはならず、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談や、事案に応じ関係機関とのいじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的対応につなげる。

### （6）いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の案件も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為がやんでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間は、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

## (7) いじめによる重大事態への対処

# 重大事態への対処

## いじめの疑いに関する情報

- 学校に設置する「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 【学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断】

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

#### ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ●いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告をする）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ●調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

#### 4 いじめの防止等のための組織

##### (1) いじめ対策委員会

○毎月の職員会議および毎日の終礼時における「気がかり児童の報告」をもとに、全職員にていじめ対策会議を開く。

##### (2) いじめ対応サポート班

○学校における解決困難な問題への対応を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等と連携した組織対応や町の主任児童委員や民生児童委員等との連携を図る。

##### ア. 役割

いじめが起きたときの対応や方針を決定する。

- ・いじめ事案に対する対応策の立案
- ・保護者や地域社会との連携
- ・関係機関との連携
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・気がかりな子ども等に関する事例検討会の開催

##### イ. 構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 教育相談担当  
養護教諭 学年主任 連携が必要である。

##### ウ. 構成員の役割

###### 校長・教頭

- ◇いじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応を進める。
- ◇育友会や関係機関・団体との協力についても考える。

###### 教務主任

- ◇各学年の児童生徒の状況を把握し、学校全体のサポートに努める。
- ◇校長、教頭にいじめについて情報を報告し、問題の解決に当たる。

###### 生徒指導主事

- ◇「いじめ対応サポート班」のコーディネーターを務め、実態に応じたチームを編制し、組織的な取組を進める。 てチー
- ◇各学年の児童生徒の状況を把握し、校長、教頭にいじめについて幅広い情報を報告し、率先して問題の解決に当たる。 広い情

###### 学年主任

- ◇学級担任との連携を図り、いじめの状況を把握する。
- ◇いじめについて生徒指導主事や教頭、校長に報告し、担任を含めた対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。 対応

###### 学級担任

- ◇いじめが起きたり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、学年主任や他の教員との連携を図る。 で抱え
- ◇児童生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんなささいなこたでも誠意をもって対応する。 とでも

###### 養護教諭

- ◇全校体制での取組を推進し、各学年の児童生徒の状況を把握する。
- ◇各学年の児童生徒の状況を把握する。

###### 教育相談担当

- ◇全校体制での取組を推進し、各学年の児童生徒の状況を把握する。
- ◇各学年の児童生徒の状況を把握する。

##### エ. 関係機関との連携

いじめが起きた場合には、状況に応じて、学校相互間、町教育委員会との早急な連携を図る。必要に応じて、他の関係機関との連携を図る。



#### 学校相互間の連携

いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、町校長学校運営研究会等において日ごろから学校相互間の連携協力体制を図る。

#### 教育委員会との連携

校長は、

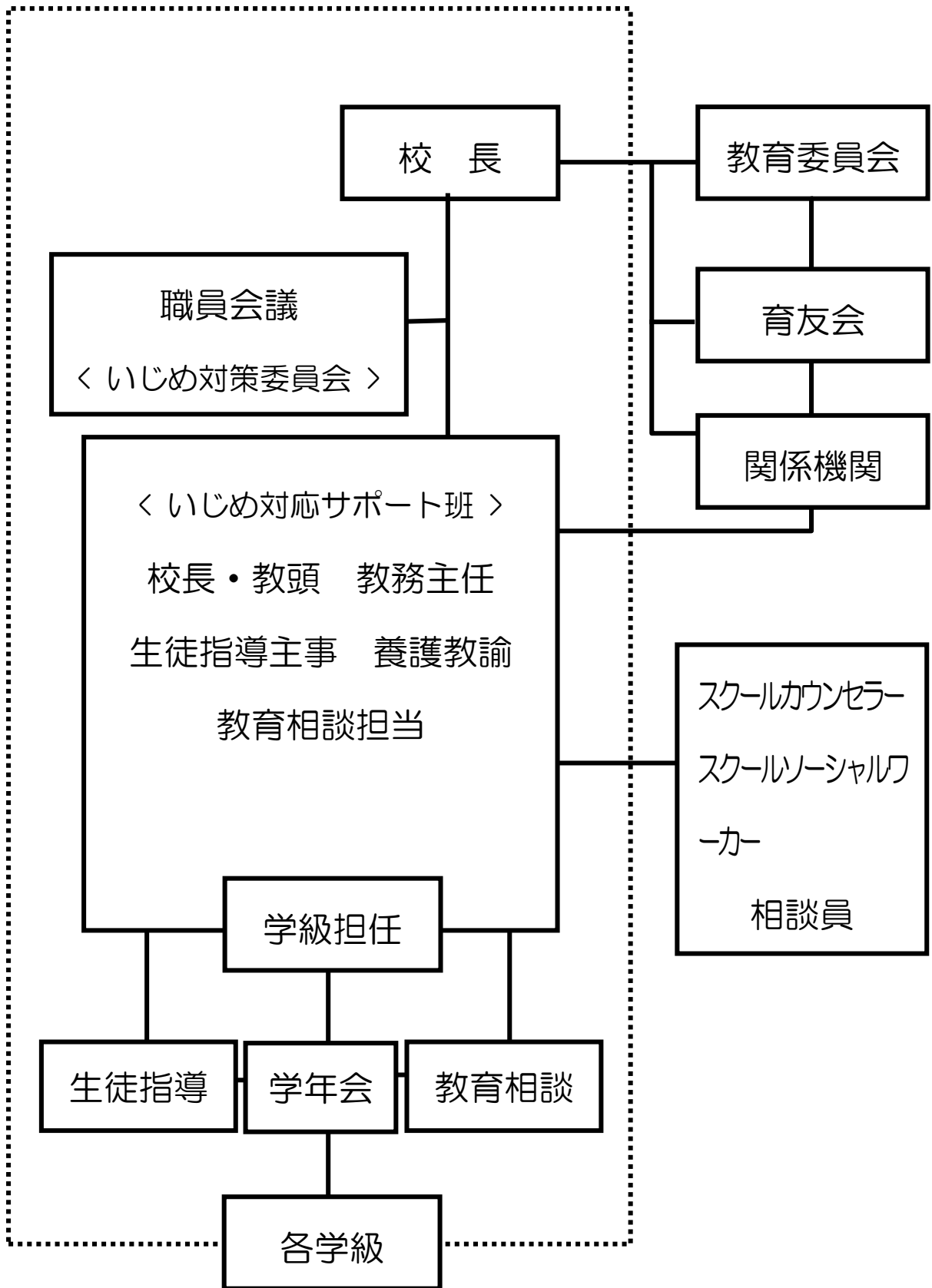
- ◇いじめの状況について速やかに報告する。
- ◇「いじめ対応サポート班」の設置を連絡する。
- ◇今後の対応についての相談をする。
- ◇いじめ解消への取り組みが長期に及ぶ場合には、経過報告書を提出する。
- ◇状況に応じて、指導主事等の派遣を要請する。
- ◇他の関係機関との連携の必要性について相談する。
- ◇いじめ事案の解消時または安定期に入った時に報告書を提出する。

#### その他の関係機関との連携

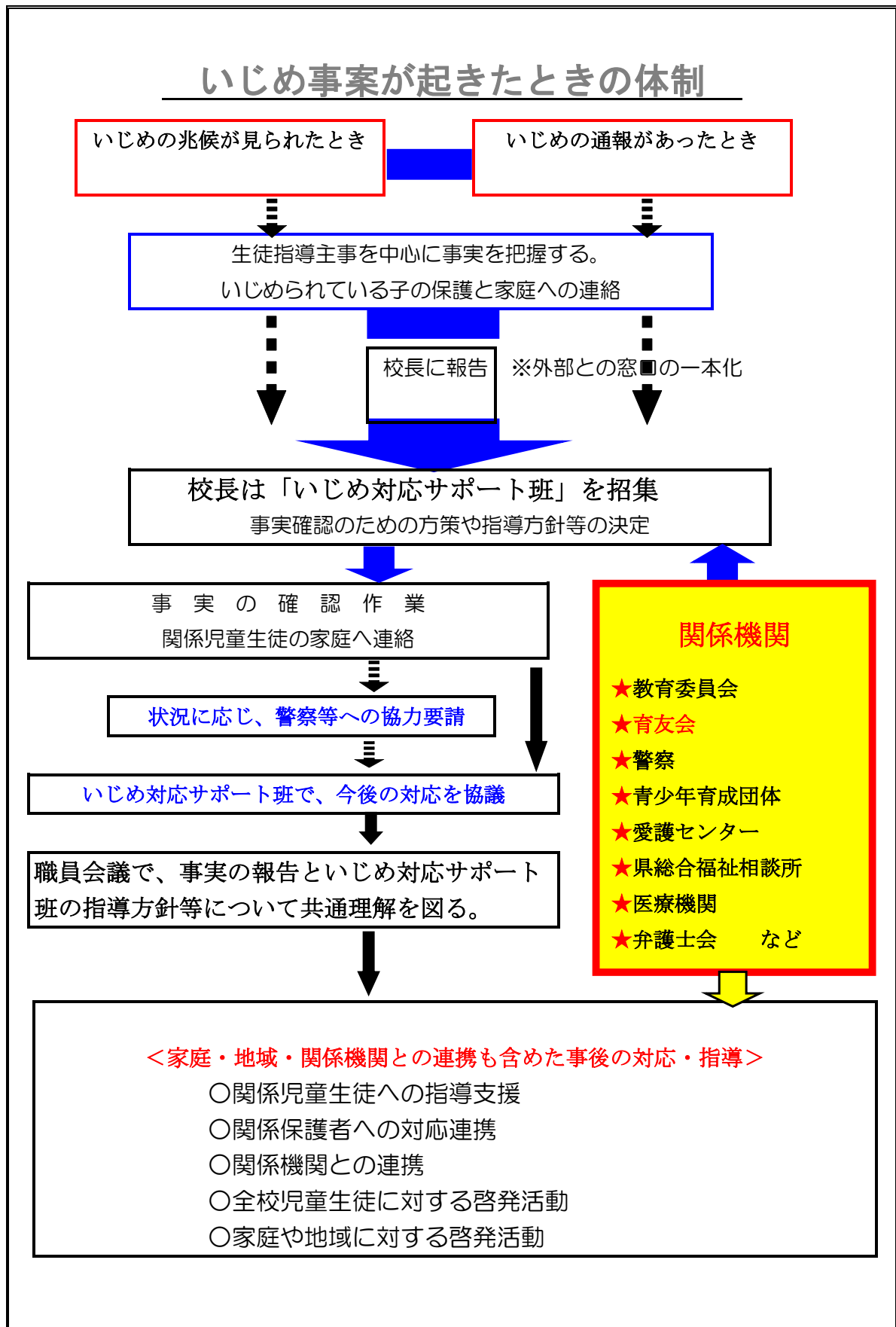
校長は、

- ◇いじめがひどくなることが懸念され、学校だけでの対応が困難な場合には、速やかに、育友会や警察、児童相談所等と連携する。
- ◇対象の児童生徒が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携する。
- ◇家庭において問題が見られ、児童生徒や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携する。

(3) 組織図 【様式2】



オ、いじめ事案発生時の対応



5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

松岡小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	職員会議 ・基本方針確認	ファミリー大集会（初顔合わせ） ・絆づくり					
		1年生となかよくなるろう会 ・絆づくり					
		スマートルール確認と実践 ・人権尊重					
		交通安全教室 ・命の大切さ					
	いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握	町内子ども会 ・地区での絆づくり					
5 月		校内体育大会 ・共感（絆づくり） 自己存在感					
		ファミリー小集会 ・絆づくり					
	児童理解研修						
	SC教育相談（児童・保護者）随時						
	いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握						
6 月	授業研究 ・人とのかかわりを意識した授業の在り方を研究	避難訓練 ・命の大切さ					
		教育相談週間 ・悩み調査					
		避難訓練 ・命の大切さ					
		連合音楽会 ・自己存在感					
	SC教育相談（児童・保護者）随時	ファミリー大集会 ・絆づくり					
	いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握	個人面談					

[7~9月]

松岡小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月		QU アンケート					
		学校生活アンケート					
	保護者会 ・情報収集	水泳教室 ・共感 (がんばり)					
	児童理解研修	個人面談					
	SC教育相談(児童・保護者) 随時					意識調査	意識調査
いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握	町内子ども会 ・地区での絆づくり						
8 月	QU アンケート分析						
	意識調査 ・PDCA 分析						
	SC教育相談(児童・保護者) 随時						
	いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握						
9 月		夏休み作品展 ・自己存在感					
					連合体育大会 ・共感(絆づくり)・目標自己決定		
	SC教育相談(児童・保護者)				自然教室 ・共感(絆づくり)		
	いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握						

	教員の動き等	児童の活動等						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
10月	SC教育相談(児童・保護者) いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握	教育相談週間						
		避難訓練 ・命の大切さ						
		教育相談週間・悩み調査						
		校内マラソン大会 ・目標自己決定						
							修学旅行 ・共感 (絆づくり)	
		ファミリー小集会 ・絆づくり						
11月	授業研究 ・人とのかかわりを意識した授業の在り方を研究 SC教育相談(児童・保護者) いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握	心ふれあいデー						
		個人面談						
12月	保護者会 ・情報収集 意識調査 ・PDCA分析 SC教育相談(児童・保護者) いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握	学校生活アンケート						
		個人面談						
		人権週間						
						意識調査	意識調査	
		町内子ども会 ・地区での絆づくり						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月						スキー教室 ・共感（絆づくり）	
	児童理解研修	ファミリー小集会 ・絆づくり					
	SC教育相談（児童・保護者）						
	いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握						
2 月		教育相談週間・悩み調査					
		6年生を送る会 ・共感（感謝の心）・自己存在感					
		校内なわとび大会 ・目標自己決定					
	児童理解研修						
3 月	SC教育相談（児童・保護者）						
	意識調査 ・PDCA分析					意識調査	意識調査
		学校生活アンケート					
		卒業式 ・共感（感謝の心）・自己存在感					